



労働安全衛生法にて定められる事業所の設備・備品について

今回のあおぞらレターでは、意外に知られていない労働安全衛生法に定められている事業所内の安全・衛生についての規定をお伝えいたします。事業所内で規定が守られているか、ぜひ一度チェックしてみてください。



事業所内安全・衛生についてのチェックリスト

法令番号	項目	内容	チェック
事務所衛生基準 規則 4 条※	温度	室の気温が 10 度以下の場合は、暖房する等適当な温度調節の措置を講じなければならない。	
労働安全衛生 規則 605 条第2項	照明	就業場所の照明設備について、6 カ月以内ごとに 1 回、定期的に、点検しなければならない。(普通作業の場合 150 ルクス以上必要)	
労働安全衛生 規則 619 条	清掃	日常行う清掃のほか、大掃除を、6 カ月以内ごとに一回、定期的に、統一的行わなければならない。	
労働安全衛生 規則 618 条	休養室	常時 50 人以上または常時女性 30 人以上の労働者を使用するときは、労働者が床することができる休養室等を男女別して設けなければならない。	
労働安全衛生 規則 628 条1項	トイレ	男性用と女性用に区別し、便所を設けなければならない。	
労働安全衛生 規則 633 条	救急箱	負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、備付けの場所及び使用方法を労働者に周知しなければならない。	

※労働安全衛生法に基づく省令より

救急箱の品目についても具体的に規定されています。

1. ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬
2. 火傷薬 ※高温物体の取扱い及び火傷のおそれのある作業場に限る
3. 止血帯、副木、担架等
※重傷者を生じるおそれのある作業場に限る

●男性用・女性用の部屋を用意することまで義務付けているわけではありません。

●休養室は労働者の人数によって設置が義務付けられていますが、「休憩室」の設置については、努力義務となります。

●事業所内における作業環境の安全・衛生を保つことは、安全衛生法上事業主の義務となっています。違反している場合はただちに罰を受けることはないものの、行政から指導を受け改善がみられない場合は罰則が適用されることもあります。

●平成 27 年 12 月よりはじまるストレスチェック等、労働者の安全配慮義務に対する事業主責任は強化されていく傾向にあります。この機会に、就業環境等を確認していただければと思います。



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277